

整理番号	経-法不-5
------	--------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	経済戦略局産業振興部計量検査所 (06-6577-5888)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定定期検査機関に対する適合命令
概要	計量法では、都道府県知事又は特定市町村の長は、その指定する者（指定定期検査機関）に、定期検査を行わせることができますが、その指定は、検査業務を行おうとする者の申請により行い、申請が計量法で定める基準に適合していなければ指定できないこととなっています。指定定期検査機関が指定の基準（計量法第28条1～5）に適合しなくなったと認められるときは、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・計量法第37条
処分基準	<p>（計量法第37条〔適合命令〕） 都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関が(※)第二十八条第一号から第五号までに適合しなくなったと認めるときは、その指定定期検査機関に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>計量法第28条〔指定の基準〕 指定定期検査機関の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 経済産業省令で定める器具、機械又は装置を用いて定期検査を行うものであること。</li> <li>2 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が定期検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。</li> <li>3 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が定期検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</li> <li>4 前号に定めるもののほか、定期検査が不公正になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。</li> <li>5 検査業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。</li> <li>6 その指定をすることによって申請に係る定期検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。</li> </ol> <p>・指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令第1条～2条の3〔指定の申請・基準・構成員〕</p> <p>・大阪市指定定期検査機関の指定検査基準及び指定審査基準</p>
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000552874.html">https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000552874.html</a>
備考	